

商品名等 (電気用品名等)	食品製造現場で使用するラベリングマシン
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 当該製品は、本体に取り付けたロール状のラベル台紙からラベルを剥がし、ベルトコンベアで送られてくる食品の容器、梱包箱等に貼り付ける機器である。 サーマルプリンタ(オプション)を取り付け、ラベルに印字を行うことも可能である。</p> <p>構造、仕様、意匠 ACサーボモーター、剥離プレート、貼付けローラー、コンベヤーベルト、コントロールボックス、メイン基板、LCDインターフェース基板、タッチパネル等から構成される。</p> <p>寸法(mm) : 1000(W) × 880(D) × 1400(H) 質量 : 70Kg 定格 : AC100V、50/60Hz、500W サーマルプリンタ(オプション)の消費電力 : 約200W</p> <p>主な使用者、販売先 コンビニエンスストア、食品メーカー、スーパーマーケット</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 電気用品として事務用機械器具の「ラベルタグ機械」が指定されているが、当該製品の構造、仕様、用途、販売先等から製造現場で使用されるものであり、事務用機械器具とは見なせない。その他に該当する機能又は用途のものが電気用品として指定されていないので、電気用品安全法上は非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	